

最上町農業委員会第17回総会議事録

日 時 平成30年10月25日(木) 午前10時00分～
場 所 最上町役場3階第1会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 寫 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃 事務局次長 荒木広康

4. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 30 年度最上町農業委員会第 17 回総会を開会いたします。本日は全員出席しておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、1 番委員、2 番委員両名にお願いいたします。それでは、日程第 3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」説明いたします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、受理したものである。平成 30 年 10 月 25 日提出。

(報告第 1 号 朗読説明 2 件)

議 長 : ただ今報告第 1 号について事務局より説明がありました。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。
平成30年10月25日提出。
(議案第1号について朗読説明1件)

議長： 議案第1号について事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
(4番委員挙手)

4番委員： 地目は田となっておりますが、現在、耕作等はどのようになっているのでしょうか。

事務局： 畑として耕作されており、荒廃農地にはなっておりません。

議長： 他にご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。
無いようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第2号「農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成30年10月25日提出。
(議案第2号 朗読説明3件)

議長： ただ今事務局より説明がありました。議案第2号について質疑をお願いいたします。ございませんか。ないようでしたら、採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。
よって、平成 30 年度最上町農業委員会第 17 回総会を閉会いたします。